

登録申告書

登録申請日

年 月 日

①お申込人控

ご登録される方は、【販売店会員登録申請書】とともに【登録申告書】と【ご本人確認書類】を提出していただきます。

フリガナ				<input type="checkbox"/> 昭和				
お名前 (本人署名)	(印)			生年月日	<input type="checkbox"/> 平成	年	月	日
					<input type="checkbox"/> 西暦			才
ご住所	フリガナ							
				都道府県			区市	
携帯電話	-	-		自宅電話	-	-		
エナジックについて紹介された日付	年 月 日							
エナジックについて紹介を受けた場所								
エナジックについて紹介した人								

登録にあたり下記の事を理解してます

- 私は自分自身の責任で申し込み申請を行いました。
- 私は学生ではありません。
- 私は契約前に入会の案内(概要書面)の説明を受け、手渡しで受取りました。
- 私は登録に際し会員登録申請書に登録年月日を含め自身で不備なく記入し、その控えを受取りました。
- 私は商品購入申込書を自身で記入し、自分がどの商品をどの方法で購入したかを理解しています。
- 私は経済的に独立しています。
- 私の毎月の収入源は 会社からの給与 アルバイト収入 年金
 その他(具体的に下記に記入)()
- 販売店活動及び収入マージンの発生は、貴社からの「販売店会員コード」発行後であることを理解しています。
- 収入マージンについては、私が直接紹介すること、尚努力して正しく販売活動することにより得られることを理解しています。
- 私の直下ライン傘下に上位販売店が紹介登録(付けてあげるなど)して、マージン収入が発生する保障は無いことを理解しています。
- 商品代金の支払が滞っている時はその期間に実績があってもマージンの支払が停止されることを理解しています。
- 私は登録及び申告内容に身分を含め嘘や偽りがあった場合、賠償請求を伴う法的措置エナジックから取られることに対して異論はありません。
- 私は「契約内容を明らかにする書面」の受取日または申込商品の到着日のどちらか遅いほうの日より20日以内に下記の住所にハガキまたは書面で解約の意思を示すことによってクーリングオフできる事を理解しています。
- 私はエナジック販売店規約及び法的な「特商法」「薬事法」の研修セミナーを受講しなければ販売店活動が出来ないことを理解しています。

登録申告書

登録申請日

年 月 日

②会社用

ご登録される方は、【販売店会員登録申請書】とともに【登録申告書】と【ご本人確認書類】を提出していただきます。

フリガナ				<input type="checkbox"/> 昭 和				
お名前 (本人署名)	(印)			生年月日	<input type="checkbox"/> 平 成	年	月	日 才
ご住所	フリガナ			都道 府県	区	市		
携帯電話	-	-	自宅電話	-	-			
エナジックについて紹介された日付				年	月	日		
エナジックについて紹介を受けた場所								
エナジックについて紹介した人								

登録にあたり下記の事を理解してます

- 私は自分自身の責任で申し込み申請を行いました。
- 私は学生ではありません。
- 私は契約前に入会の案内(概要書面)の説明を受け、手渡しで受取りました。
- 私は登録に際し会員登録申請書に登録年月日を含め自身で不備なく記入し、その控えを受取りました。
- 私は商品購入申込書を自身で記入し、自分がどの商品をどの方法で購入したかを理解しています。
- 私は経済的に独立しています。
- 私の毎月の収入源は 会社からの給与 アルバイト収入 年金
 その他(具体的に下記に記入)()
- 販売店活動及び収入マージンの発生は、貴社からの「販売店会員コード」発行後であることを理解しています。
- 収入マージンについては、私が直接紹介すること、尚努力して正しく販売活動することにより得られることを理解しています。
- 私の直下ライン傘下に上位販売店が紹介登録(付けてあげるなど)して、マージン収入が発生する保障は無いことを理解しています。
- 商品代金の支払が滞っている時はその期間に実績があってもマージンの支払が停止されることを理解しています。
- 私は登録及び申告内容に身分を含め嘘や偽りがあった場合、賠償請求を伴う法的措置エナジックから取られることに対して異論はありません。
- 私は「契約内容を明らかにする書面」の受取日または申込商品の到着日のどちらか遅いほうの日より20日以内に下記の住所にハガキまたは書面で解約の意思を示すことによってクーリングオフできる事を理解しています。
- 私はエナジック販売店規約及び法的な「特商法」「薬事法」の研修セミナーを受講しなければ販売店活動が出来ないことを理解しています。